

## 施設等利用費の支給申請（請求）手続きについて



## ➤ 提出が必要な方

吹田市から新2号認定・新3号認定を受けて、幼稚園・認定こども園の預かり保育事業や認可外保育施設等を利用し、施設等利用費の支給を希望する方

上記に該当しない方は、申請（請求）は不要です。利用された場合は、下記に従って手続きしてください。

## ➤ 必要書類・提出先（令和5年度から、申請方法を一部電子化しています。）

利用状況に応じ、●は電子申請フォームから、■は書面により申請・提出してください。

利用状況	必要な申請手続・提出書類			申請・提出先
	(預かり保育利用分)	(認可外保育施設等利用分)		
	施設等利用費 支給申請	施設等利用費 請求書※1	特定子ども・子育て支援 提供証明書兼領収証※2	
幼稚園・認定こども園の 預かり保育事業のみ利用	●	—	—	吹田市児童部 保育幼稚園室
認可外保育施設等のみ利用	—	■	■	
幼稚園・認定こども園の預かり 保育事業と認可外保育施設等を 併用※3	●	■	■	

※1 令和4年10月分より様式を一部変更しました。従来のものお使いいただくことができます。

※2 特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証は、利用された施設等から交付を受けてください。

※3 在籍している幼稚園・認定こども園の預かり保育の提供が十分な水準を満たしている場合は、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象となりません。吹田市内の各幼稚園・認定こども園の預かり保育の提供状況は、吹田市公式サイトにて確認することができます。

（吹田市公式サイト）特定子ども・子育て支援施設等一覧 <https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018230/1018245/1018246/1005680.html>

## ➤ 提出期間など

利用期間	申請・提出期間※	支給月（予定）
令和5年 4月～ 6月	令和5年 7月 3日（月）～ 7月 21日（金）	令和5年 9月末
令和5年 7月～ 9月	令和5年 10月 2日（月）～ 10月 20日（金）	令和5年 12月末
令和5年 10月～ 12月	令和6年 1月 4日（木）～ 1月 19日（金）	令和6年 3月末
令和6年 1月～ 3月	令和6年 3月 18日（月）～ 4月 19日（金）	令和6年 6月末

※ 上記は吹田市への申請・提出期間です。期間を過ぎますと、施設等利用費の支給が遅れる場合があります。

※ 利用した月の翌月の1日から2年間を経過したものは時効により支給できません。

## ➤ 振込先口座を変更する場合

施設等利用費は、認定/申請時等に指定された口座へ振込します。振込先口座を変更される場合は、支給月の前月末までに申請フォームより吹田市保育幼稚園室へ申請してください。なお、振込先は原則として、認定保護者名義の口座に限ります。口座名義人を変更する場合は、別途、認定の変更申請が必要な場合があります。

## 【お問い合わせ先】

吹田市 児童部 保育幼稚園室 経理グループ 利用費担当

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号（吹田市役所低層棟2階217番窓口）

平日9:00～17:30（土・日・祝日は休み）

TEL：06-6384-1592（直通）・06-6384-1231（代表） E-mail：hoiku\_keiriseibi@city.suita.osaka.jp